

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 4 月 3 日

金 曜 日

第 3892 号

目 次

告 示	
○指定障害児通所支援事業者の指定	1
○土地改良事業計画変更の認可	2
○土地改良区の定款変更の認可	
公 告	
○伏木富山港港湾計画の変更の概要	
○平成27年度富山県調理師試験の実施	4
○県営土地改良事業の工事の完了	5
○土地改良区の役員の就任	
公安委員会公告	
○機械警備業務管理者講習の実施	6
○警備員指導教育責任者講習の実施	7

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第177号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成27年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援・放課後等デイサービス	平成27年 4 月 1 日	1650100249	社会福祉法人アルペン会	富山市小西170番地	ガンバ村スペシャルキッズ	富山市新庄町二丁目15-34

児童発達支援、放課後等デイサービス	平成27年 4月1日	1650100256	株式会社つくし工房	富山市中沖 150番地の 3	ウエルカム ハウスつく し	富山市中沖 380番地
児童発達支援、放課後等デイサービス	平成27年 4月1日	1650200056	合同会社サンセール	高岡市佐野 388番地	COCOR O	高岡市野村 1328-1
保育所等訪問支援	平成27年 4月1日	1650100033	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター	富山市下飯 野36番	富山県高志 通園センタ ー保育所等 訪問支援事 業	富山市下飯 野36番

富山県告示第178号

土地改良事業計画変更の認可について

上市町土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 1 項の規定により、平成27年 3 月25日認可した。

平成27年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第179号

土地改良区の定款変更の認可について

婦中土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成27年 3 月26日認可した。

平成27年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

伏木富山港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第 218号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、伏木富山港湾

湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成27年4月3日

伏木富山港港湾管理者 富 山 県

代表者 富山県知事 石 井 隆 一

1 港湾計画の変更の概要

平成11年8月31日付け富山県報によりその概要を公告した伏木富山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 泊地

地区名	水深 (メートル)	備 考
新湊	6～8 5.5	

(2) 係留施設計画

ア 岸壁

地区名	公共用又は 専用の別	水深 (メートル)	バース数、延長	備 考
新湊	専用 専用	6～8 5.5	1バース、90m 1バース、150m	

(3) 港湾環境整備施設計画

ア 緑地

地区名	面積 (ヘクタール)	備 考
富山	2	

(4) 土地造成計画

地区名	面積 (ヘクタール)	備 考
新湊	1	

(5) 土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途

新湊	8	交流厚生用地
	420	工業用地
	19	海面処分用地
富山	14	港湾関連用地
	43	緑地

(6) 小型船だまり計画

地区名	港湾施設	備 考
新湊	泊地、物揚場	

2 港湾計画の縦覧の場所

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部港湾課

平成27年度富山県調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第 147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により、平成27年度富山県調理師試験を次のとおり実施するので公示する。

平成27年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成27年10月10日（土）午後 1 時30分から午後 3 時30分まで

(2) 場所

ゴルフアットとやま（富山市奥田新町 8 番 1 号）

2 受験手続

(1) 一般郵送受付

平成27年 5 月 18 日（月）から 6 月 29 日（月）まで（同日消印有効）

〒103-0012東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 8 番 5 号 J A C C ビル 5 階
公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当あて

(2) 団体窓口受付（5 名以上）

平成27年5月25日（月）から6月19日（金）までの平日の午前9時から午後5時まで

公益社団法人調理技術技能センターへ電話連絡（電話 03-3667-1815）

3 受験案内及び受験申請書の配布場所

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所、富山県厚生部生活衛生課及び公益社団法人調理技術技能センター

4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話 03-3667-1815）

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
東野尻西部	経営体育成基盤整備事業	平成26年3月20日
東般若東部	農業生産法人等育成緊急整備事業	平成26年3月27日

土地改良区の役員の就任

県内土地改良区の役員に次の者が平成27年3月19日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 若 林 良 作 富山市八尾町新田 140番地

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成27年4月3日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

1 講習実施日

平成27年7月29日（水）から31日（金）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市職業訓練センター

4 講習定員

30人

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成27年5月18日（月）から6月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

平成27年6月15日（月）から26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の

午前8時30分から午後5時15分までの間

7 受付場所

富山県内の警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

38,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。
- (3) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成27年4月3日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成27年6月22日（月）から30日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	平成27年6月25日（木）から30日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の4日間

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成27年7月6日（月）から10日（金）までの5日間
追加取得講習	平成27年7月9日（木）、10日（金）の2日間

- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成27年7月6日（月）から10日（金）までの5日間
追加取得講習	平成27年7月9日（木）、10日（金）の2日間

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成27年7月6日（月）から10日（金）までの5日間
追加取得講習	平成27年7月9日（木）、10日（金）の2日間

2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務にあつては新規、追加取得講習共に7月10日（金）は午前8時30分から午後0時20分まで）の間

3 実施場所

富山県富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市職業訓練センター

4 講習定員

各講習とも20人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

イ 4号業務

最近 5 年間に、受講しようとする当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1 号業務、2 号業務及び 3 号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)ア(ア)から(オ)のいずれかに該当するもの

イ 4 号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当するもの

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

講 習	事 前 受 付 期 間
1 号業務	平成 27 年 5 月 11 日（月）から 29 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間
2 号業務 3 号業務 4 号業務	平成 27 年 5 月 11 日（月）から 6 月 5 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話 076-441-2211・内線 3045）で電話受付する。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講 習	申 請 受 付 期 間
1 号業務	平成 27 年 6 月 1 日（月）から 5 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

2号業務	平成27年6月1日(月)から12日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間
3号業務	
4号業務	

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真の貼付けが必要) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び同イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1号警備業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号警備業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。
- (3) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備業係
(電話076-441-2211・内線3045)